○外務省告示第二百二十二号

平成二十三年六月十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「警察識字能力強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　警察識字能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億四千九百万円
3　署名者
日本側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使
国際連合教育科学文化機関側　青柳茂在アフガニスタン事務所長

平成二十三年六月二十三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百二十三号

平成二十三年六月十四日にアンマンで、南部地域給水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南部地域給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十九億千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　小菅淳一在ヨルダン大使
ヨルダン側　ジャアファル・アベッド・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十三年六月二十三日

外務大臣　松本　剛明

○国税庁告示第十八号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十三日

国税庁長官　川北　力

小樽税務署の項中「富岡一丁目十六番一号」を「港町五番二号」に改め、旭川中税務署の項中「五条通十一丁目右一号」を「宮前通東四千百五十五番三十一」に改め、八雲税務署の項中「出雲町六十番地」を「相生町百八番地八」に改め、江差税務署の項中「字橋本町八十四番地」を「字姥神町百六十七番地一」に改め、真岡税務署の項中「荒町五千百七十八」を「荒町五千百七十八番地」に改め、長岡税務署の項中「南町三丁目九番一号」を「千歳一丁目三番八十八号」に改め、伊那税務署の項中「伊那市伊那」を「伊那市西町」に改め、千葉南税務署の項中「蘇我町一丁目五百六十六番地の一」を「蘇我五丁目九番一号」に改め、保土ケ谷税務署の項中「保土ヶ谷区」を「保土ケ谷区」に改め、相模原税務署の項中「相模原市富士見」を「相模原市中央区富士見」に改め、鰍沢税務署の項中「鰍沢町」を「富士川町鰍沢」に改め、多治見税務署の項中「音羽町一丁目三十五番地」を「白山町一丁目二十九番地の一」に改め、浜松西税務署の「元目町百二十番地の一」を「中央一丁目十二番四号」に改め、藤枝税務署の項中「二丁目二番三十三号」を「二丁目三十六番十七号」に改め、岡山東税務署の項中「岡山市天神町」を「岡山市北区天神町」に改め、岡山西税務署の項中「岡山市伊福町」を「岡山市北区伊福町」に改め、西大寺税務署の項中「岡山市西大寺中」を「岡山市東区西大寺中」に改め、瀬戸税務署の項中「岡山市瀬戸町」を「岡山市東区瀬戸町」に改め、久世税務署の項中「八番の一」を「八番地一」に改め、府中税務署の項中「五百五十五番地の四十」を「五百五十五番地四十」に改め、庄原税務署の項中「六百六十七番地の五」を「六百六十七番地五」に改め、廿日市税務署の項中「桜尾二丁目一番二十六号」を「新宮一丁目十五番四十号」に改め、柳井税務署の項中「三千七百四十五番一」を「三千七百四十五番地一」に改め、厚狭税務署の項中「百十一番地の一」を「百十一番地一」に改め、高知税務署の項中「本町五丁目六番十五号」を「栄田町二丁目二番十号」に改め、三重税務署の項中「千百八十五番地」を「千二百二十五番地九」に改め、加治木税務署の項中「姶良郡」を「姶良市」に改める。

○文化庁告示第四十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第三項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十三日

文化庁長官　近藤　誠一

登録番号	著作者の実名	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、五六二号の一	追悼記	平成二十二年十二月一日	言語の著作物		

右登録の原因

この著作物は、平成二十二年十二月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、五七〇号の二	曼荼羅散華	平成二十二年十月十六日	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成二十二年十月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、五七九号の一	宗忠さま	平成十八年十二月十五日	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成十八年十二月十五日に桜下独酌の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、七八七号の一	くずは手づくり市のキャラクター「てるちゃん」	平成二十二年十二月二十日	美術の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十二年十二月二十日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、七九六号の一	福碌塚	平成二十三年一月一日	小説

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年一月一日に五浦一の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

西村輝也　大阪府枚方市楠葉丘二丁目五番一号

関口新太郎　埼玉県川越市霞ケ関東五丁目二番地四